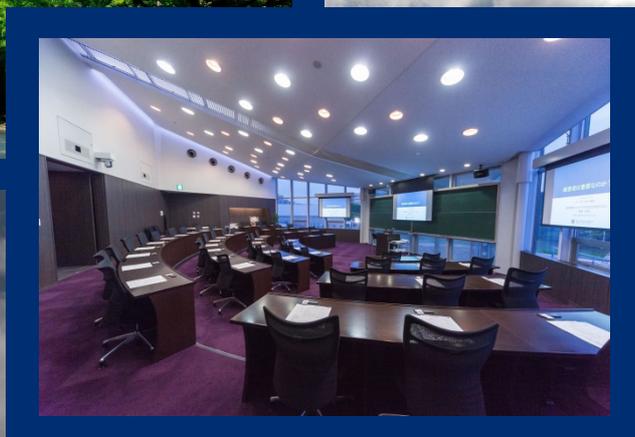
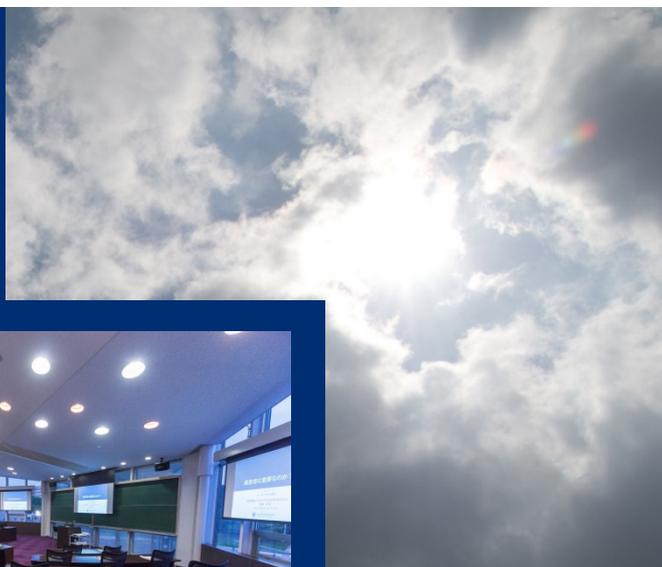


# 「税のメカニズムを科学する」

KBS特別講座 第4回 2015年11月26日

村上 裕太郎 准教授

慶應義塾大学大学院経営管理研究科  
慶應義塾大学ビジネス・スクール



## 『税のメカニズムを科学する』

(2015年11月26日開催 KBS 特別講座)

村上 裕太郎 准教授

慶應義塾大学大学院経営管理研究科

2000年上智大学経済学部経済学科卒業、2002年大阪大学大学院経済学研究科博士前期課程修了、2006年同後期課程修了(博士(経済学)(大阪大学))。名古屋商科大学会計ファイナンス学部専任講師を経て、2009年より慶應義塾大学大学院経営管理研究科准教授。

### ◆はじめに

今回の特別講座でお伝えしたいことは、われわれ研究者は税のどのような側面に興味を持ち、どのような研究を行い、どのような結果が得られているのか。おそらく皆様のイメージで税というものは、政治的な影響であったり、その時々々の経済状況であったり、さまざまなものを加味しながら決まるものとお考えになるでしょう。当然、それらの側面もありますが、現在の税制やこれから改正しようとしている税制は、われわれの行動や生活にどのような影響を及ぼすのか、そのことに関するデータを集めながら検証を行う作業が重要です。われわれ研究者の役割は、まさにこの点を明らかにすることなのです。

税の世界は、公共経済学、財政学、会計学、税法学というように非常に分野が多岐にわたる学際分野です。さまざまな分野の研究者がさまざまなアプローチ方法により研究をしていますが、分野間のコラボレーションは盛んではありません。たとえば、ある研究者は「税制はこうあるべきだ。」というような規範的な議論をしますが、それがエビデンスに基づいていないことが多いのです。それにも関わらず、実証ベースの科学は役に立たないと主張します。一方で、われわれのような定量分析をする研究者からすると、ある事象が事実かどうか分からない状況下で、「こうすべきだ。」とは絶対言えないと考えています。

本日は皆様に興味を持っていただけそうな題材、特に最近話題となっている消費税に関して議論したいと思います。毎日、新聞を賑わせている軽減税率です。軽減税率について経済学者がどのように考えているのか。どのような研究が試されているのか。これらをお話します。また、国際税務の話にも触れたいと思います。今回ご紹介する内容は、真面目な研究であることは当然ですが比較的面白い研究を集めています。基本的に海外の一流誌に掲載されている研究ばかりなので、研究手法に関しては手堅く、信憑性の高い研究であるということを強調いたします。

今回の特別講座では「科学をする」というタイトルにしております。福澤諭吉の「実学」という慶應義塾が最も大事にしている精神があります。実学というと「実務に役に立つ、学問」と、解釈される場合が多いです。しかし、実学と記述してある箇所、福澤諭吉は「サイヤンス」というルビを振っています。つまり、「実学イコール科学です。」というのが福澤諭吉の考え方です。そして、科学というのは実証科学に他なりません。すなわち、「データに基づいた、ある種の一般法則を見出すということが、科学である。」というのが福澤諭吉の考え方なのです。

## ◆脱税メカニズムの研究

それでは実際の研究の話に移りましょう。まずは、「脱税メカニズムの検証」です。

私が2年前約から取り組んでいる研究のテーマです。皆様にはあまり馴染みのないことかもしれませんが、「人はなぜ脱税をするのか？どのようなシステムのもとでは脱税をしやすいのか？」、これらに関してデータを集めています。税の世界ではデータを集めることが非常に難しいです。課税当局が持っているデータは守秘義務があるためほとんどが公開されません。たとえば、日本では2006年を最後に法人税の、課税のベースになる課税所得の情報公開が無くなりました。当然、個人のデータも集めることはできないため、税金関連のデータというのは非常に集めにくい状況です。これは日本だけではなく世界各国でも同じ状況です。データが集めにくいと何が起るかというと、仮説の検証ができなくなり研究者が減ってしまいます。そのため昨今、税の研究分野で盛んに用いられている研究手法は、「実験研究」です。実験研究とは、被験者を実験室に集めて実験を行い、行動データを分析するという研究手法です。ある種の仮想的な空間を作り人の行動を観察します。その際に最も大事なことは被験者に対して実験のパフォーマンスに応じた報酬をきちんと与えることです。

本題に入る前に、脱税の定義を説明します。

節税、脱税、租税回避の3つの用語の違い、さらに申告漏れ、所得隠し、脱税の3つの用語の違い、これらについて説明しましょう。

まずは、節税と租税回避とは両社ともに合法的で、脱税だけが非合法となります。では、節税と租税回避はどのように違うのか。租税回避とは、課税当局側が予想していない方法で税金を安くすること。つまりグレーゾーンです。後に紹介しますが、海外の多国籍企業が行っている節税方法というのは一般的に租税回避と解釈されます。合法だけれどもグレーゾーンです。

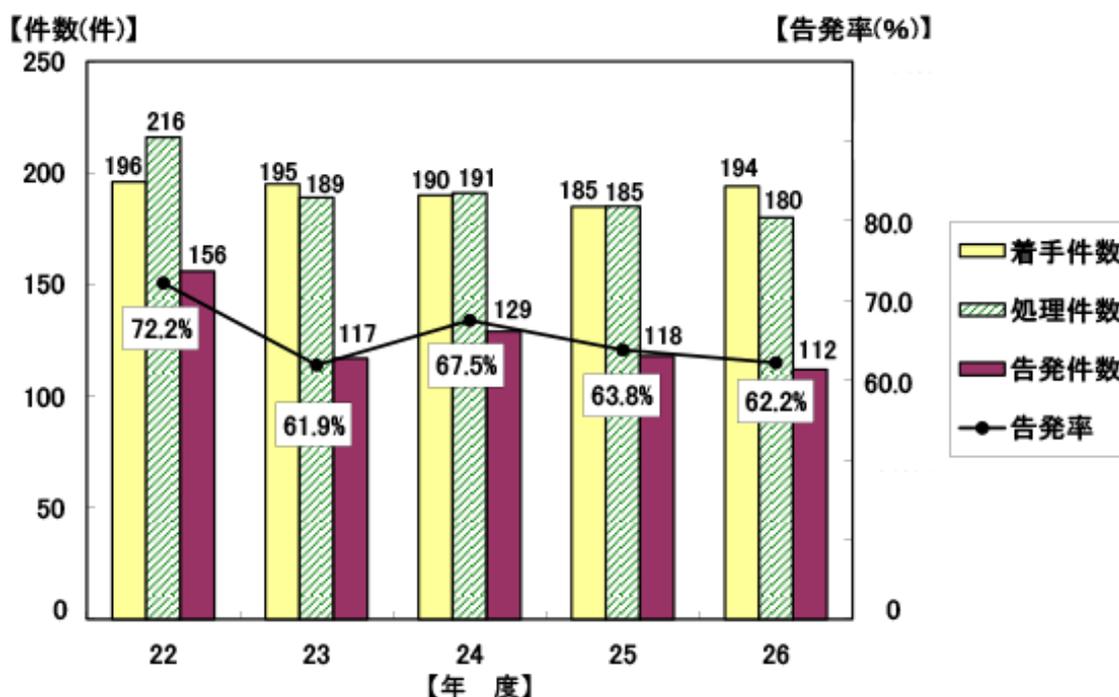
また、申告漏れ、所得隠し、脱税の3つも使い方が異なります。

申告漏れというのは、納税者と課税当局側の認識の違いです。つまり、税法内にあるグレーゾーンのうち解釈の違いです。自分たちは正しいと思って処理をしたことが、課税当局の解釈と違う。その際に申告漏れが生じます。つまり、申告漏れは意図的な行為ではないということになります。

一方で、所得隠しは意図的な行為です。では、所得隠しと脱税の違いですが、これは「起訴されるか否か」です。そして起訴されるかどうかの境目は、意図的に所得を隠していた金額が累計で約1億円を超えるかどうかです。国税庁が毎年発表する「査察の概要」というデータがあります（図表1参照）。

図表1には、着手、処理、告発とあります。着手というのは脱税の案件に対して査察が入ることを指します。査察が入り時間がかかると、その年内に処理ができない場合もあります。ある程度の証拠が集まり、脱税を立証できそうであれば告発をします。告発をし、その後「脱税」となります。そのため、「課税当局が査察に入ったが脱税が見つからずに告発ができなかった。」というケースもあります。課税当局側は、事前に案件を相当調べて臨みますが、それでも告発できないこともあります。その場合には一般的に脱税とは言われません。したがって課税当局側は、「告発をする」まで辿り着くかが彼らの1つのノルマなのです。図表1に告発率が掲載されていますが、課税当局側は、「告発をする」まで辿り着けるかが大事であることを表しています。

[図表 1. 査察の概要]



(国税庁『平成 26 年度 査察の概要』)

では、実際の研究の話をしましょう。脱税しやすいのはどのような人か、さまざまな研究でわかったことを皆様にお伝えします。

まず、信頼ゲーム (Trust Game) というゲームを紹介します。

次の質問の答えを考えてください。「あなたは今、手元に 1,000 円を持っています。その 1,000 円のうち、いくらかを投資するとその金額が 3 倍され、その 3 倍された金額から皆様のもとへランダムにお金が戻ります。また、皆様が返金を受ける額の最大額は投資額の 3 倍か、あるいは最少額 0 円です。このような状況で、あなたは 1,000 円のうち、いくらかを投資しますか？」というゲームです。実は、投資額が 0 から 1,000 円までとして、1,000 円を投資しますという人たちは脱税が少なく、逆に、0 円に近い方々は脱税が多い人と、われわれの研究 (Murakami and Taguchi, 2015) では結果が出ています。

ではもう 1 つ、最後通牒ゲーム (Ultimatum Game) という有名なゲームを紹介します。

「あなたは今、手元に 1,000 円を持っています。これをお隣にいる A さんと分けましょう。ただ 1 つ問題があります。あなたの提案した金額を A さんが拒絶した場合は、あなたと A さんは互いに何も貰えません。この場合の均衡 (理論上の値) というのは、最も少ない金額 (たとえば 1 円) を A さんに提示して、A さんはそれを受け入れてもらいます。A さん側からすると 0 円を貰うよりも 1 円を貰う方が良い。そしてあなたが 999 円を貰います。これがゲーム理論上の答えですが、皆様はこのような場合に相手にいくら渡しますか。このゲームに関しては、「相手に提示する金額が多いほど脱税が多い。」という結果が出ています。これは戦略的互惠関係と言います。相手を深読みする人ほど 1 円よりも大きな金額を提示するでしょう。実際には、A さんが 1 円の提示を受け入れるというのは考えにくいので、戦略的互惠関係の程度が高い人は、「いくらな

ら受け入れてもらえるか」の限界の金額を予測するはずでしょう。

このような「ずる賢い」あるいは「計算高い」人たちは脱税しやすいということが結果に出ています。

また、個人属性 (personality) で「脱税しやすい。脱税しにくい。」これらの差が大きく見られます。まず、先行研究も含め、多くの研究では女性よりも男性の方が脱税すると結果に出ています。われわれの研究では、慶應義塾大学ビジネス・スクール (KBS) の学生を被験者にして実験を行います。年齢の高い方が低い人よりも、先述した信頼度の低い人 (信頼ゲームの金額が低かった人) ほど、戦略的互惠関係の程度が高い人 (最後通牒ゲームの金額が高かった人) ほど、脱税しやすいという結果となりました。

次は人から離れて、税率の話に移りましょう。

税率と脱税の関係は、先行研究でもさまざまな結果が出ていますが、コンセンサスが得られていません。実は、ゲーム理論上は「税率が上がると脱税が減る。」というのが均衡になります (Reinganum and Wilde, 1986)。これは皆様の直観には合わないかもしれません。

ロジックは次の通りです。増税をすると、課税当局側も税務調査に入ることによるベネフィットが増えるので、彼らは一生懸命に調査をしようとしています。そうすると、課税当局の調査が厳しくなることを予想した納税者は、脱税を減らすことがゲーム理論の答えとなります。

ところが実験してみると、逆の結果が得られることが多く見られます。つまり、税率が上がると脱税が増えてしまうことが多いのです。これは、「人はどこまで先読みできるか。」に関するゲーム理論の仮定が強く効いています。ゲーム理論で想定している個人は「合理的経済人」というもので、実際の人よりもはるかに先読みをできる人を想定しています。したがって、実験をしてもゲーム理論通りの結果にはならないのです。このように、実験の結果が理論通りではない場合、今度は理論の修正を行う必要があります。このような仮説、検証、修正のプロセスがまさに科学なのです。

次は、調査ルールに関しての研究に移っていきましょう。

古くから存在する研究で、税の分野では非常に有名な研究です。つまり、「どのような税務調査のルールにすれば、脱税が減るのか。」を明らかにする研究です。当然、課税当局の税務調査に入るための費用は、税金を使用しています。そのため、これは非常に重要な研究テーマです。極端なことを言えば、課税当局が税務調査に入らなくても、脱税さえ減れば、それは社会的な見地からも素晴らしいシステムといって良いでしょう。

それでは、いくつかの税務調査のルールを紹介していきます。以下は、おもに Alm et al. (1993) の結果に基づいています。

1 つ目が、「Random Audit」です。「納税者の申告額がいくらであっても、一定の確率 (実験では 5%) で、税務当局の税務調査が入ります。」つまり、これは完全にランダムな税務調査です。

2 つ目が「Cutoff Rule」です。Cutoff は、「ある金額を下回った申告をした場合に、必ず税務調査に入ります。」という閾値です。ただし、「ある金額よりも上であれば、先程と同じ一定の確率 (実験では 5%) で、税務当局の税務調査は入りません。」というルールです。そのある金額の境目を、実は被験者には知らせていません。実際の実務の世界では境目はわかりません。分からない部分が難しいのですけれども、Alm らの実験では被験者に知らせています。

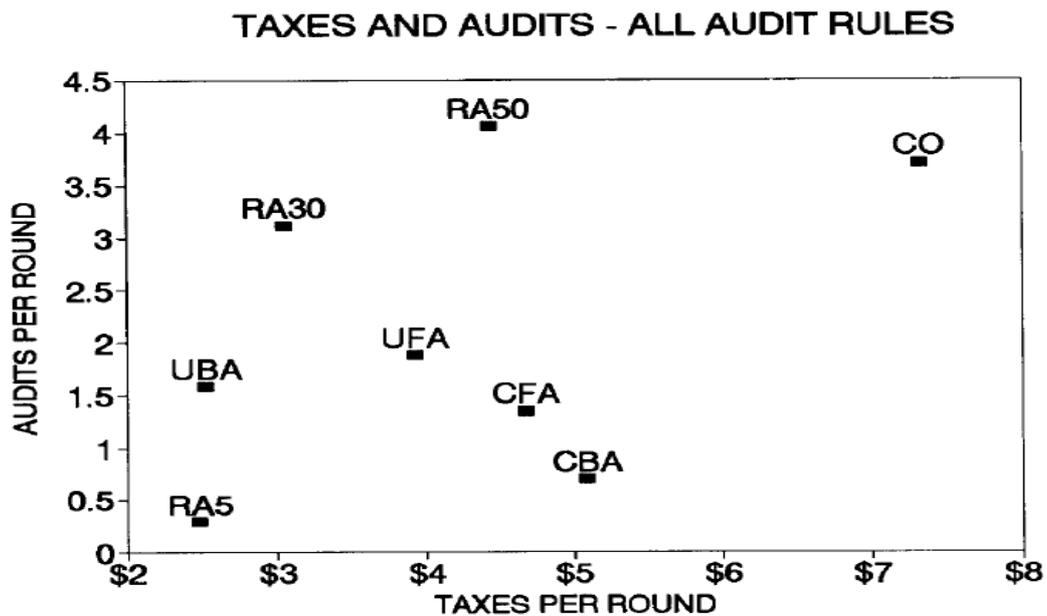
3つ目は、「Conditional Future Audit Rule」です。「まずは、課税当局は納税者へランダムで税務調査に入ります。その際に納税者が脱税していた場合、その後の将来にわたり2期間は確実に税務調査が入ります。」というルールです。

4つ目が、「Unconditional Future Audit Rule」です。「課税当局の調査時に納税者が脱税を行っていても、行っていなくても”無条件に”その後2期間は、課税当局の税務調査が入ります。」というルールです。

5つ目は、「Conditional Back Audit」です。4つ目と似ていますが、「税務調査時以前の、2期の所得を調査します。」というルールです。これは実務に近いです。実務で、課税当局が税務調査に入ると、3年分くらい過去にさかのぼり調査をされます。さらに悪質な場合は、5年あるいは7年とさかのぼる場合もあります。最後の「Unconditional Back Audit」です。「脱税があってもなくても2期分さかのぼる。」というルールです。

ここで紹介したルールで実験を行った結果、各ルールにおける税務調査回数と納税額は以下の図表2のようになりました。

[図表 2. 税務調査ルールと脱税の関係]



(Alm et al., 2013)

縦軸は、実際に課税当局が税務調査に入った平均的な回数を示しています。横軸は、平均的にどれくらいの税金を申告したかを表しています。課税当局にとって一番良い状況は、「税務調査の回数（調査コスト）はできるだけ少なく、多くの税金を申告している場合です。そうするとここでは、「Conditional Back Audit」というルールが最も効率的ですね。税務調査の回数を無視すると、一番納税額が多かったのは「Cutoff Rule」でした。ただし、Cutoff がここにあるのは不自然です。なぜ不自然かというと、申告所得が境目を超えていれば、課税当局が税務調査に入らないはずなのに、実際には多く調査に入られています。これは、この金額を下回った場合 100%の確率で、課税当局は税務調査に入る。被験者は、本来ならば選ぶべきではないとこ

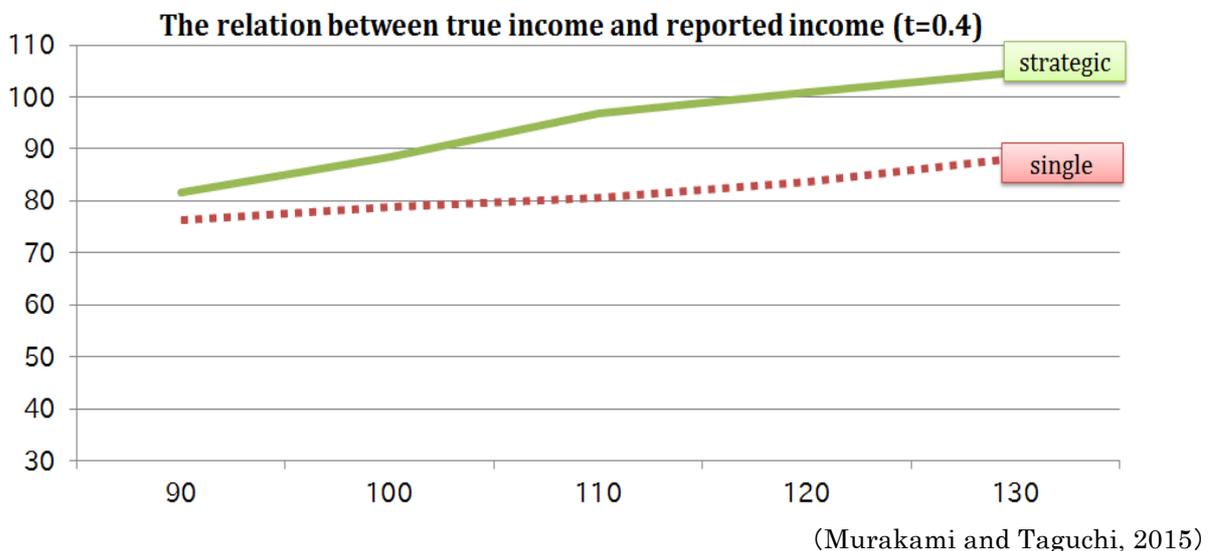
ろを選んでいるのです。つまり、実験の主旨が被験者に伝わっていない、または、被験者がミスをしたことにより課税当局が税務調査に入ったという可能性が考えられます。

次に、Murakami and Taguchi (2015)の研究を紹介します。先行研究においての実験の際に、税務調査官は実験者 (experimenter)、つまりわれわれ研究者が担う場合が多いのですが、これを被験者 (subject) に行わせました。これが、われわれが strategic と呼んだ条件です。本来のゲーム理論においては、納税者の相手側にあたる税務調査官も人間です。つまり、税務調査官は戦略的に行動するプレイヤーなのです。ところが、先行研究では、税務調査官というプレイヤーは疑似的・機械的に想定するだけでした (われわれが single と呼んだ条件)。先述で紹介した Alm et al. (1993)も、さまざまな調査ルールを機械的に適用しているだけです。ところが、実際の税務調査とは、人間が調査の有無を決めます。

われわれの実験では、学生に税務調査官の役を行わせた結果、機械的に調査を行うよりも、脱税額が統計的に有意に低くなりました。図表 3 はこの実験結果の一部です。横軸に実際の所得 (真の所得)、縦軸に申告所得を得た結果です。すべての所得に対して strategic 側の納税額が多くなっている結果となりました。

これが何を意味しているかということ、相手が何をしてくるかわからないと、納税者は保守的に申告をします。つまり、制度を作る際に画一的な運用ではなく、ある程度フレキシブルな形を残すことが、徴税の際に効率的であるという結論が導き出せます。また、税率を変えても、全く同じような関係になりました。税務調査官が人間で、どのような原理で税務調査官が税務調査に入るかわからないほうが、納税者は脱税をしないのです。

[図表 3. 調査官の特性 (PC か人間か) と申告所得の関係]

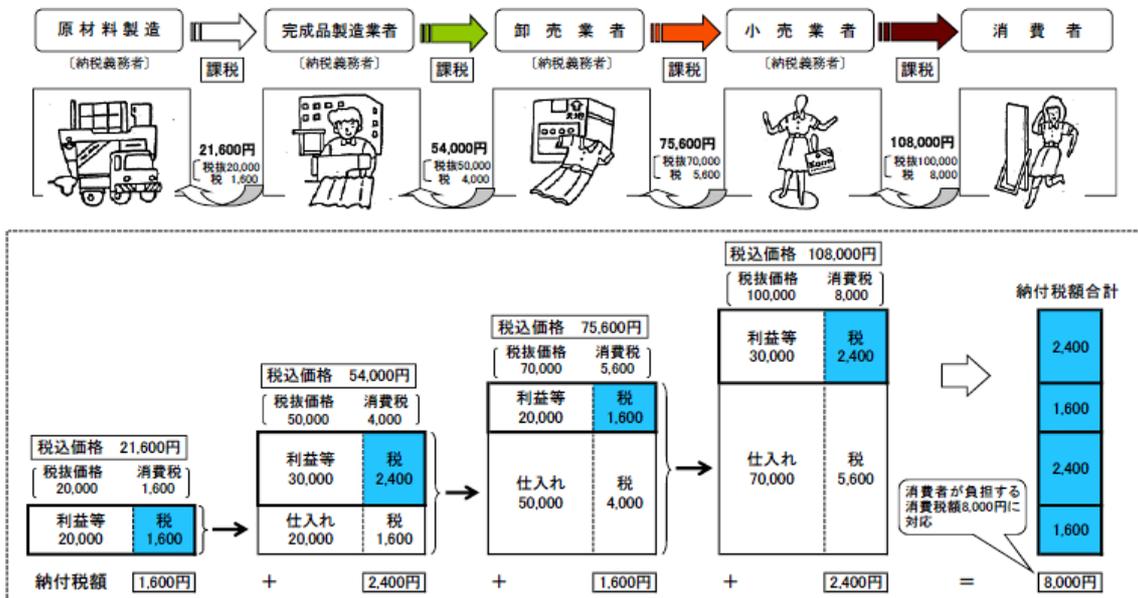


## ◆消費税の軽減税率について

次に、消費税の軽減税率の話をしませう。

皆様は消費者の立場から消費税を支払うことが一番多いと思います。そもそも消費者は消費税の納税義務者ではありません。消費税法の条文では「事業者が納税義務者である。」と書いてあります。皆様はなぜ消費税を支払っているのか。それは、消費税が価格に転嫁されているからなのです。では、皆様に納税義務がないのならば、「消費税は支払いません。」と店舗に言った場合どうなるのでしょうか。店舗は「では、買わなくて結構です。」と言うでしょう。「納めるのは事業者で、負担をするのが最終消費者である。」このような税金の仕組みとなっています。これは、分かりやすいようで、さまざまな部分で、目に見えない問題を生み出しています。

[図表 4. 消費税の基本的な仕組み]



([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/301.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/301.htm))

図表 4 をご覧ください。消費税の課税の仕方は非常にシンプルです。各段階の事業者が受け取った消費税から支払った消費税を引いた差額を納める仕組みです。

最も川上の部分（原材料製造業者）から考えていきましょう。前提として、この人は消費税を支払っていないとします。そして、原材料を完成品製造業者に売ったときに、20,000 円に消費税（税率 8%）1,600 円を足した 21,600 円で売ります。この事業者は、受け取った消費税 1,600 円から支払った消費税である 0 円を差し引いた 1,600 円を納める義務があります。次も同様です。製造業者は実際に消費税 1,600 円を原材料業者に支払っていますが、川下の卸売業者に 54,000 円で売った際に 4,000 円の消費税を受け取っています。この差額 2,400 円が、製造業者の納めるべき消費税ということになります。すなわち、多段階で付加価値をつけた部分に対して、8%の税率の消費税を納めるというシステムになっています。最終的にこの部分が上乘せされ、合計で支払う税金の額が、皆様が負担する額に等しくなっています。



一般的に、「消費税は逆進的である。」と言われますが、逆進性には懐疑的な研究者がいます。軽減税率などは、この逆進性を緩和するという目的で提唱されていますが、もし逆進性自体の存在が疑わしいものであれば、軽減税率は初めから導入する目的がなくなってしまいます。

では、「逆進性とは何か。本当に存在するのか。」という部分をお話します。これは、検証を行う必要がありますが意見が分かれます。メディアなどで報道されている内容を見ると、消費税の逆進性についてコンセンサスが得られているようにも見えますが、違った意見を主張する研究者たちもいます。そして、それらの主張にも一理あるのです。

大前提として、消費税「額」は高所得者の方が多く支払っています。これは明らかな事実です。

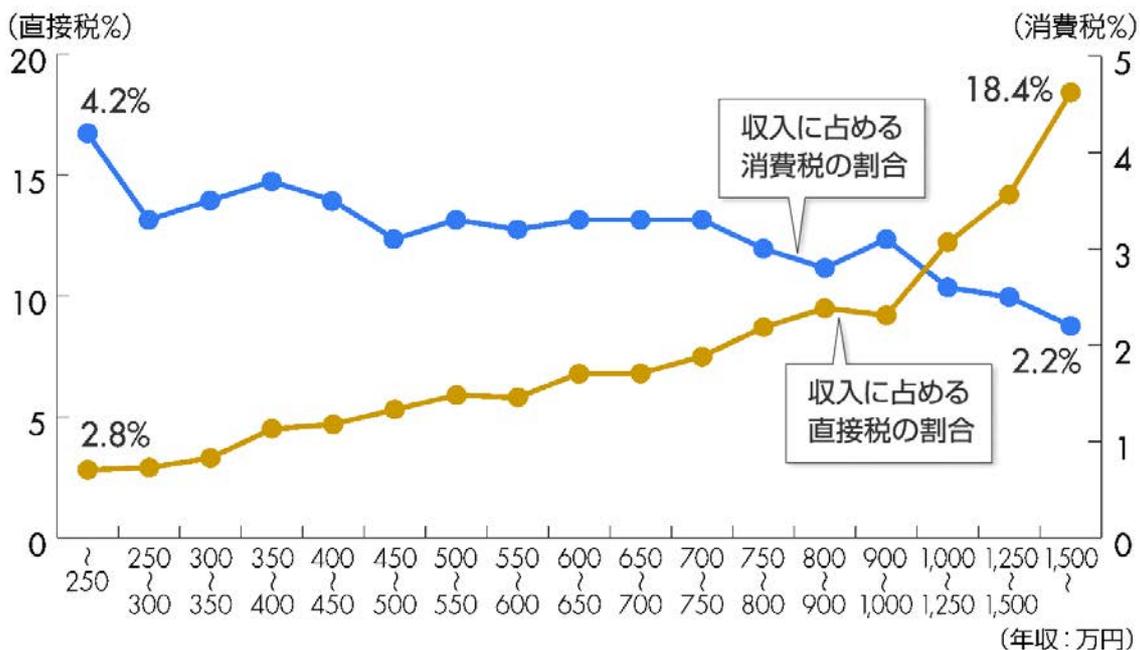
ところが比率にした場合はどうなるでしょうか。（この比率とは所得に占める消費税の割合です。）消費税は比例税率なので、所得に占める消費額の割合と同じです。これらを比率にすると、実は、高所得者ほど消費税を負担する割合が低くなります。これを一般的に「逆進性」と呼ばれています（図表 6 参照）。

図表 6 を見ると、一番低い所得階層で 4.2% ですが、その次の所得階層から徐々に負担割合が下がっており、一番高い高所得者層で 2.2% という率になっています。たとえば、所得税を見ると、これは累進的であることがわかります。つまり、高所得者ほど所得税を「多くの割合」で支払います、これが「累進税」の定義です。一方の消費税は、まさに累進税の逆なので逆進性と呼ばれています。

この逆進性には、懐疑的な人の意見として、なぜ「割合」で考えるのか、「額」で考えるべきという意見があります。つまり、先述したように「消費税を多く納めているのは、高所得者に違いないため、この定義に基づく逆進性は問題ではなく、所得税など別の税金を強めることにより所得再分配を行うべきである。」となります。

[図表 6. 消費税の逆進性]

### 所得税の累進性と消費税の逆進性



(<http://www.zenshoren.or.jp/zeikin/shouhi/10071214/100712.gif>)

もう1つは、「単年度の所得の目線ではなく、生涯所得にも目を向けた方が良いのではないか」という研究者もいます。つまり、「生涯に稼ぐ所得と生涯に支払う消費税の割合を見ることにより、より良い指標になる。」という主張です。リタイアした後は消費活動がメインとなりますが、高所得者の人たちの消費額も増えるため、この時期は一気に所得に占める消費の割合が増えていくと予想されます。リタイアした後の所得は年金などが中心となっており、現役時よりも所得は減っているはずですが。小野・小原（2005）の研究では、生涯所得に占める消費税額の割合で考えると、消費税も累進的になっていることを示しました。つまり、生涯の目線で見れば、高所得者ほど所得に占める消費税の割合は高いのです。

あるいは、次のことを主張する人もいます。

「仮に、軽減税率を適用した場合、その部分の財源が減ります。その減った財源により、社会保障にお金が回らなくなってしまい、社会保障の需要者である低所得者がその付けが回ってくる。」ということです。つまり、給付（税金を取られた部分が返ってくる）も含めて考えると、実は消費税の純負担割合は、高所得者の方が高くなる。という主張です。これはなぜかというと、所得が低い人ほど消費額が低いので納めている税金の額は少ないです。納めている税金の額は少ないのに、公共支出等で納めた税金以上の便益を受けます。そうすると納めた税金に比べて返金額が大きくなるので負担率が減ります。

逆進性からは少し離れますが、「法人税と消費税の共通点」についてお話しします。

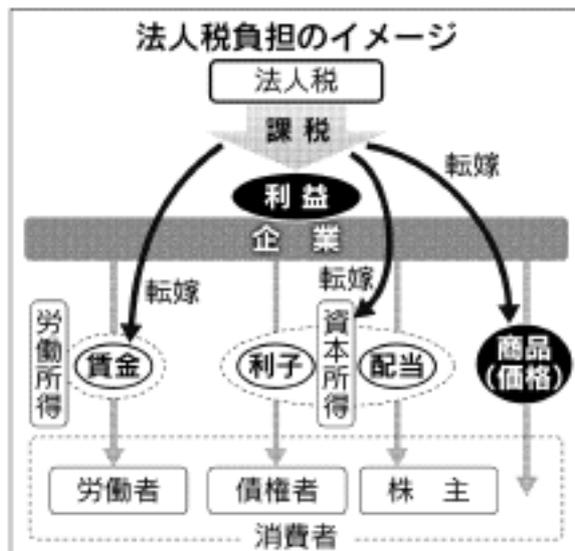
以下のような議論が度々なされます。「法人税の減税は非常にけしからん。これは富裕層を優遇している。」一方で、「消費税の増税は弱者切り捨てだ。」と主張します。彼らが主張しているのは、「法人税を上げて、消費税を下げろ。」これはよく耳にする主張です。一見正しく見えますが、実はこの問題はよく考えなければいけません。

法人税と消費税は税金としてかなり似ているのです。これは事業者にかかっている税金で類似しているポイントです。その点が見えていないと、このような議論に騙されてしまいます。

ポイントは、「消費税を負担しているのは個人で、法人税を負担しているのは法人である。」という固定観念です。では誰が法人税を負担しているのかというと、これはさまざまな人（ステークホルダー）が負担しているのだと想像できます（図表7参照）。

一般的に先述した主張で、法人税の減税は道理に外れていると言っている人たちは、「法人税は株主が全部負担しているのだ。」と思っています。要は、「配当がその分だけ減るから、株主が全部負担している。」と彼らは考えていますが、どうでしょうか。1つ目として、価格に転嫁されるでしょう。法人税の増税された分が、その財の価格に上乗せされてしまうのです。どのような財に上乗せされるかというと、価格弾力性の低い財に上乗せされます。価格弾力性の低い財とは、一般的に生活必需品などです。つまり生活必需品などには法人税が上乗せしやすくなります。逆に高級品等は、少しでも値段が変わると需要が一気に落ちてしまうので、上乗せしづらいのです。

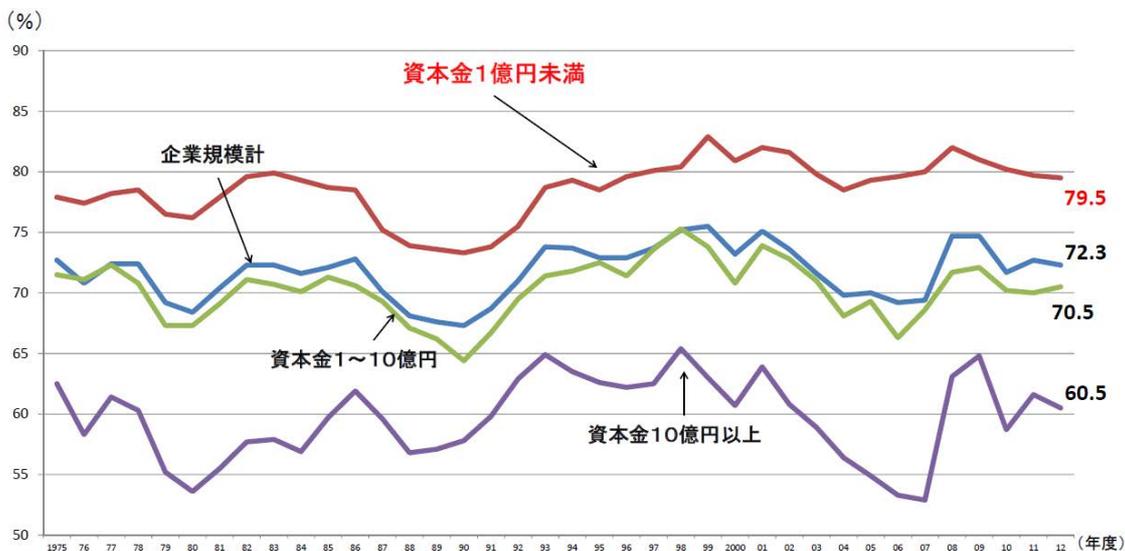
[図表 7. 法人税負担のイメージ]



(日本経済新聞 2013 年 2 月 1 日朝刊)

2 つ目は、海外のデータも日本のデータも同じですが、法人税負担が労働者に跳ね返ってきます。日本の労働分配率を見ていただくと、稼いだ付加価値のうちどれくらいを人件費に費やしているかがわかります。図表 8 を見ると、どんな大会社も付加価値の約 6 割が人件費です。この付加価値部分は法人税の分だけ減ってしまいます。約 6 割は労働者に負担させられるというのが一般的な考え方です。これが中小企業になればますます大変です。約 8 割が人件費です。米国企業に関する試算でも、法人税の約 7 割を労働者が負担しているといわれています。そのため、「誰が本当に法人税を負担しているのか。それは大部分を労働者が負担しているのではないか。」といわれています。

[図表 8. 日本の労働分配率]



注1: 労働分配率 = 人件費 / 付加価値 × 100 (%)

注2: 付加価値 = 人件費 + 営業純益 + 支払利息等 + 租税公課 + 動産・不動産賃借料

資料出所: 財務省「法人企業統計調査」(年報)

このように考えると、法人税の減税が本当に高所得者を優遇しているのかは、良く考えなければいけない問題です。さらに、財の価格に転嫁されるのであれば消費税と同様です。原則、消費税は全ての財に一律に課されるのに対し、法人税は生活必需品を中心に転嫁されるため、法人税の方がより逆進的であると考えられることもできるのです。

では、「消費税に逆進性は存在する」ことを前提に、それを解消する手段の1つとして「軽減税率」があります。別の手段として「給付付き税額控除」もあります。

そこで、軽減税率を導入すべきかどうかの、議論をするときの問題点をいくつか紹介したいと思います。

1つ目の問題は、「企業側の事務手数料をどうするか。」軽減税率を導入するためのコストです。コストは誰かが負担しますがそれはわからない。それは法人が負担するのかもしれない。または先述した議論のように、どこかに転嫁されるのかもしれない。この点に関して、与党は簡易インボイスを使うことにより、それほど事務手数料は増えないと主張していますが、この簡易インボイスは非常に問題があります。

[図表 9. 簡易インボイス]

軽減税率の経理方法2案は一長一短																																											
簡易方式	インボイス(税額票)																																										
<p>軽減税率対象品に「※」などの印をつける。品目ごとの税率・税額は不要</p> <p>11月分請求書</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>税込み価格</th> </tr> <tr> <td>1日 食料品※</td> <td>5400円</td> </tr> <tr> <td>8日 雑貨</td> <td>5500円</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21800円</td> </tr> <tr> <td>うち10%対象</td> <td>11000円</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td>10800円</td> </tr> </table>		税込み価格	1日 食料品※	5400円	8日 雑貨	5500円	...		計	21800円	うち10%対象	11000円	8%対象	10800円	<p>品目ごとに税率・税額</p> <p>11月分税額票</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>税抜き価格</th> <th>消費税率</th> <th>消費税額</th> </tr> <tr> <td>1日 食料品</td> <td>5000円</td> <td>8%</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>8日 雑貨</td> <td>5000円</td> <td>10%</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20000円</td> <td></td> <td>1800円</td> </tr> <tr> <td>うち10%対象</td> <td>10000円</td> <td></td> <td>1000円</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td>10000円</td> <td></td> <td>800円</td> </tr> </table> <p>請求書番号 No.〇〇〇 事業者番号 △△△</p>		税抜き価格	消費税率	消費税額	1日 食料品	5000円	8%	400円	8日 雑貨	5000円	10%	500円	...				計	20000円		1800円	うち10%対象	10000円		1000円	8%対象	10000円		800円
	税込み価格																																										
1日 食料品※	5400円																																										
8日 雑貨	5500円																																										
...																																											
計	21800円																																										
うち10%対象	11000円																																										
8%対象	10800円																																										
	税抜き価格	消費税率	消費税額																																								
1日 食料品	5000円	8%	400円																																								
8日 雑貨	5000円	10%	500円																																								
...																																											
計	20000円		1800円																																								
うち10%対象	10000円		1000円																																								
8%対象	10000円		800円																																								
<p>長所・短所</p> <p>○:既存の請求書を使い、負担軽く ×:納税額の計算で不正も</p>	<p>○:納税額を正確に把握 ×:新たな税額票を作る負担重く</p>																																										

([http://www.nikkei.com/article/DGKKASFS26H2N\\_W5A920C1NN1000/](http://www.nikkei.com/article/DGKKASFS26H2N_W5A920C1NN1000/))

図表 9 をご覧ください。左側が簡易インボイスです。

実際にヨーロッパで使われているインボイスが右側です。簡易インボイスというのは、ただ単に税率が 10% と 8% を分けて記載します。実際には品目毎や相手先毎に記載していく通常のインボイスが必要です。簡易インボイスでは不正が起こる可能性が充分にあるのです。それはどのような不正かという、先述したように、消費税は受け取った消費税から支払った消費税を差し引いて税額を計算するので、受け取った消費税は

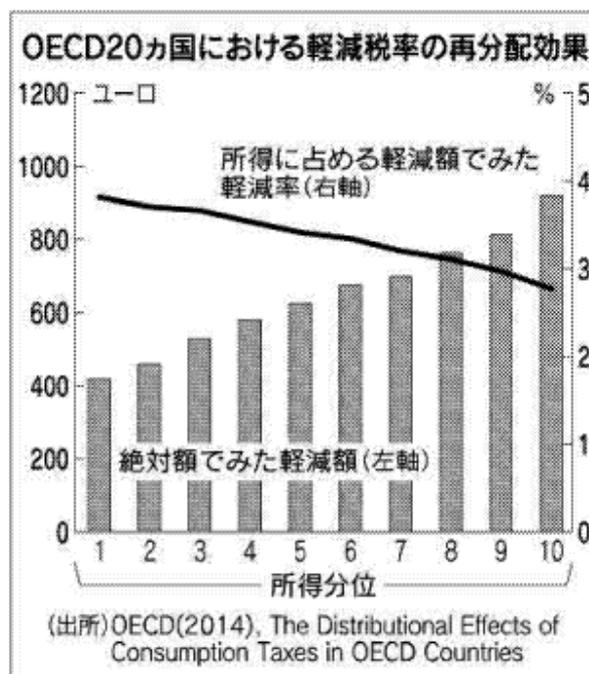
全部 8%、支払った消費税は全部 10%とすれば得となります。この制度には、そのような不正を助長するインセンティブがあります。なぜこのような不正が起こるのか。それは取引の相手先が記載されないとチェックができないのです。クロスチェックが必要なのに、この簡易インボイスにはその機能が全く備わっていない。現在では、簡易版を最初に導入するという流れになっていますが、結局右側のきちんとしたインボイスを近い将来には取り入れなければいけなくなるでしょう。

2 つ目の問題点は、軽減税率の目的が逆進性対策であるにも関わらず、逆進性を緩和できるかどうか不明です。先述したように、高所得者ほど支払っている消費額は多いのです。食料品に対する消費も、軽減税率が適用になるもの適用にならないものを含めても、高所得者の方が支払っている消費額は多いです。そうすると、高所得者ほど軽減税率による恩恵を受けるのではないかと。もしもそうだとすると、軽減税率は本末転倒です。軽減税率を導入する意味が分からなくなってしまいます。

図表 10 は、OECD 諸国における軽減税率の再分配効果を調べたものです。先述したように、絶対額で見ると、高所得者ほど軽減税率の恩恵を受けていることがわかります。ただし、この恩恵を高所得者が受けていても、負担率で見た場合は、逆進性の割合は改善しています。つまり、「額でいうと高所得者の方が消費税の軽減税率を受けている額は大きいですが、率としては少ない。その分、逆進性は緩和できている。」という結果です。

ただし、通常、軽減税率を導入している国々では、消費税率が約 20%です。そして軽減税率が適用されると 0%や 5%などに税率が低下します。このレベルであれば、図のような再分配効果が働くため、軽減税率の導入に対して納得ができます。しかし、日本の場合は、10%を 8%にします。これでは、軽減税率を入れることによる逆進性緩和のメリットは全くないでしょう。

[図表 10. 軽減税率の再分配効果]



(日本経済新聞 2015 年 11 月 5 日朝刊)

3 つ目の問題点は、対象品目の線引きが難しいことです。現行案では、最初は生鮮品のみでスタートし、次第に徐々に商品を拡大していきます。しかし、拡大していくときのルールをどうするのでしょうか。軽減税率導入は、ロビー活動を非常に活発化します。

[図表 11. 軽減税率対象品の線引き]

贅沢品か否かの違い

【フランス】

標準税率 (19.6%)	軽減税率 (5.5%)	備考
キャビア 	フォアグラ  トリュフ 	フォアグラ及びトリュフには、国内産業を保護するため軽減税率が適用される一方、キャビアには、高級品かつ輸入品であるため標準税率が適用されているといわれている。
マーガリン 	バター 	マーガリンに軽減税率が適用されないのは、バターを製造する酪農家を保護するためといわれている。
普通のチョコレート 	板チョコ 	昔、チョコレートは高級品だったため、原則として標準税率が適用されるが、板チョコ等には軽減税率が適用される。
カカオ含有量50%以上のチョコレート製品 	カカオ含有量50%未満のチョコレート製品 	チョコレート製品については、カカオの含有量によって異なる税率が適用される。

外食と食料品の違い

【イギリス】

標準税率 (20%)	軽減税率 (0%)	備考
フィッシュ&チップスやハンバーガーなど温かいテイクアウト商品 	デリカテッセンなどスーパーの惣菜 	イギリスでは、外食サービス(標準税率)と食料品(軽減税率)との区分けの指標として、「気温より高く温められたかどうか」が採用されている。 なお、フィッシュ&チップス業界は、スーパーの惣菜は競合品であるとして、左記の取扱いに反発している。

【ドイツ】

標準税率 (19%)	軽減税率 (7%)	備考
ハンバーガー(店内飲食用) 	ハンバーガー(持ち帰り用) 	同じファーストフードのハンバーガーであっても、店内飲食用と持ち帰り用とで異なる税率が適用される。

【カナダ】

標準税率 (5%)	軽減税率 (0%)	備考
ドーナツ(5個以下) 	ドーナツ(6個以上) 	カナダでは、ドーナツなどのお菓子について「その場ですぐに食べるかどうか」を、適用税率を区分けする指標としている。 販売個数が少ない場合(5個以下)には、その場で食べるものとみなして標準税率が適用される。

(<https://www.dpj.or.jp/download/6285.pdf>)

対象品目の選別がいかに難しいかについて、欧州各国の例を紹介しましょう(図表 11 参照)。たとえば、フランスではキャビアは標準の税率は 20%を適用し、フォアグラとトリュフの税率は 5%です。これは国内の産業を保護するためです。「輸入品は高い税率、国内品は低い税率」、このようなことが起きてしまいます。マーガリンとバターで税率が違います。普通のチョコレートと板チョコで税率が違います。また、イギリスでは人肌以上に温めているかどうかで税率が変わります。温かいものは標準税率、冷たいものは軽減税率ですが、標準税率と軽減税率で 20%も税率が違うのです。次に、ドイツではテイクアウトにする外食とはみなされずに軽減税率ですが、イートインにすると標準税率適用です。この場合にどのようなことが起こるかという、テイクアウトすると言いついで店内で食べる人が多くなります。そして、カナダですが、ドーナツの購入数が 5 個以下だと標準税率、6 個以上だと軽減税率となっています。私は個人的に、軽減税率に関しては「線引きの問題」が、実は一番問題であるのだと考えています。昔日本では、消費税導入前に「物品税」がありました。その物品税がなぜ破綻したかという、徐々に新しい商品が出てきたときに 1 つ 1 つ税率を定めていくことが難しかったのです。そして税制が追いつかなくなりました。同じことが軽減税率でも起こると考えています。

4つ目の問題点は、消費活動や経営活動をゆがめることです。軽減税率が人々の選択に影響を与えてしまう。税金には、中立性という概念があって、「人々の選択に影響を与えない税が望ましい。」という考え方が根底にあります。たとえば、加工品を標準税率、生鮮品を軽減税率としたとしましょう。すると、加工品から生鮮品への消費のシフトが起きるでしょう。一般的には、加工品の方が付加価値の高いものであるのに、そちらの消費が伸びないため、企業側も付加価値の低いものをより多く提供するインセンティブがあります。同様に、たとえば今後、軽減税率の適用商品のラインアップが広がってきたときに、高付加価値品や高級品に高い税率、低付加価値品に対して低い税率となると、企業側での研究開発のインセンティブを阻害することも起きる可能性があります。企業側も軽減税率の対象になるような商品・サービスの開発に注力するでしょう。現在、同様な軽減税率の問題がビールと発泡酒で起きています。発泡酒というのは、税金を安くするためのお酒を、企業が研究開発で努力をして作ったのです。

それから、これも気づきにくい点ですが、高級品ほど消費税が高いという制度にした場合、次のような問題が起こります。高級品ほど税を価格に転嫁しにくいいため、もしかすると先述した法人税のように、従業員が税金を負担する可能性が出てきます。価格に転嫁できなければ売上げが減り、コスト（人件費）にしわ寄せがくるのです。もし、従業員が税の一部を負担することになれば、不公平な結果になるかもしれません。なぜなら高級品を売っている従業員が高所得者とは限らないからです。

消費税に関する学術研究は少ないですが、消費者の行動から内税表示と外税表示の研究をしているという有名な論文があるので紹介したいと思います。日本の場合、今は消費税を含めない金額で価格表示し、レジに行って8%を上乗せされるという形式（外税方式）が認められています。内税にするか外税にするかは、企業の自由です。実は、外税を認めている国は珍らしく、日本、米国、カナダのみです。他ヨーロッパ諸国は全て内税で、消費税を含めた価格表示しています。その方が分かりやすいのです。

内税か外税か、価格表示の違いにより、消費者の行動は変化するのでしょうか。

Chetty et al. (2009)は、フィールド実験によりこの違いを明らかにしました。実際のスーパーマーケットで外税と内税のタグを用意して、消費者の行動が変わるかどうかを研究したものです。結果は、内税方式（税込み価格を付け加えた商品）は、外税方式と比べ、平均して8%売り上げが低下しました。この差に関しては、さまざまな要因をコントロールしても有意であったため、かなり頑健な結果となりました。問題は、外税方式はレジで消費税が上乗せされるということを、消費者がしっかりと認識していたのかということです。消費者に聞き取りインタビューを行ったところ、税の対象となる商品についての知識は十分にあるということを確認しました。しかし、そのことを理解していたにも関わらず、消費者は外税表示か内税表示かで行動を変えたのです。

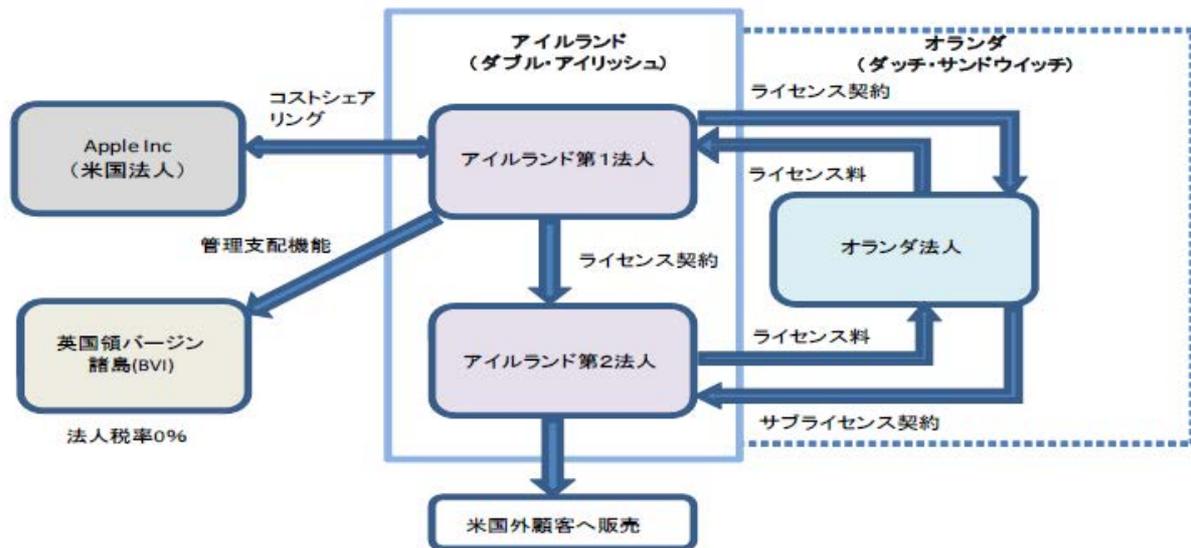
彼らは同様の実験を酒税でも行いました。酒税と消費税の2つの税金を課して、どちらか一方の税額を変化させたときの消費者の行動を分析します。1つ目の酒税に関しては、日本も同様ですが、米国も内税ですので、店頭では税前価格に含まれます。一方、消費税はレジで上乗せされるという違いがあります。この違いがどのように消費者に影響したかという点、酒税の上昇に関して、内税で価格に入るのでビールの消費量を減らしました。一方、消費税の方は消費に影響を与えなかった。あとで上乗せする分については影響を与えていないということが分かりました。

## ◆国際租税回避

最後に国際税務の話をしていきましょう。

図表 12 を見てください。これは非常に有名な 1980 年代にアップルが開発した Double Irish with a Dutch Sandwich (DIDS) という租税回避手法です。グーグルやスターバックスなど、ほとんど同じような手法で税の支払いを引き下げています。

[図表 12. Double Irish with a Dutch Sandwich]



([https://www.grantthornton.jp/pdf/newsletter/international/international\\_201401.pdf](https://www.grantthornton.jp/pdf/newsletter/international/international_201401.pdf))

まず、なぜアイルランドに会社を作るのかを説明したいと思います。アイルランド自体は法人税が非常に低く法人税率 12.5%です。ここに 2 つの法人を作ります。1 つ目の法人には何もさせません。アイルランドで営業活動をするとはそれはアイルランドの法人と見なされますが、アイルランドは管理支配地基準という基準を採用していて、この図表 12 にあるアイルランド第 1 法人が全く営業活動を行わない、企業としての活動を行わずにタックス・ヘイブン（BVI）にある会社に管理させます。そうすると、アイルランドの法人とはみなされずに、タックス・ヘイブンの法人と見なされます。つまり、第 1 法人にかかる税金は 0 になります。次に、第 2 法人は、米国国外の顧客に対してさまざまな物を販売する、または、サービスを提供します。つまり、実質の営業活動をするのは第 2 法人です。第 2 法人自体は 12.5%の税率がかかってしまうので、第 1 法人に利益を溜め込みたいのです。第 1 法人に利益を溜め込むために、ライセンスフィーを支払います。第 2 法人に入ってきた収入を全部ライセンスフィーとして第 1 法人に移してしまうのです。

次に、オランダ法人を介す理由を説明しましょう。

アイルランドには、不都合なシステムがあります。それは、アイルランドの法人間でライセンスフィーの支払・受け取りを行うときには、支払い側が源泉徴収をしなければならないのです。支払うライセンスフィーの数%を源泉税として取られてしまいます。

ここでオランダ法人が出てきます。アイルランドとオランダには租税条約が締結されています。アイルランドとオランダのライセンスフィーのやりとりについては源泉税を課さない取り決めになっています。各国では、二重課税を排除して国際間の取引を活発化するために租税条約を締結しています。オランダ法人を介してアイルランド第2法人からアイルランド第1法人にライセンスフィーが支払われるようにすれば、源泉税がかかりません。そのため、ほぼ税金0で利益を上げられるようなシステムになっています。

そもそも、このような国際的な租税回避が起こるのは、それを支援する国々があるからです。現に、近年では各国ともに法人税を引き下げています。これは租税競争と呼ばれますが、シンプルなゲーム理論での説明ができます。構造は、「囚人のジレンマ」のゲームと全く同様です。図表13をご覧ください。

[図表 13. 租税競争と囚人のジレンマ]

	<b>そのまま</b>	<b>税率下げ</b>
<b>そのまま</b>	50, 50	25, 75
<b>税率下げ</b>	75, 25	30, 30

(筆者作成)

A国、B国という2つの国（プレイヤー）と2つの戦略（「そのまま」、「税率下げ」）からなるゲームを考えましょう。A国の戦略は左側縦に並んでおり、B国の戦略は右上横に並んでいます。各国は、税率据え置きか税率を下げるかという選択に直面しています。図表の数字（50, 50）などはそれぞれ、各国の利得（ペイオフ）を表しています。左側がA国のペイオフ、右側がB国のペイオフとします。これをどのように見ると良いか、相手の戦略を考えたときに自分がどう反応するのがベストかということを考えてください。もし仮に、相手のB国が税率据え置き戦略をとったとします。その場合に、A国にとっての最適反応は、税率を下げることです。仮にもし、自分が「そのまま」だとペイオフは50なのに対して、税率を下げると75になりますから、相手が「そのまま」であれば、最適な反応は「税率を下げる」ことです。逆に、相手が税率を下げてきたときは、自分の最適な反応は「税率を下げる」ことです。もし自分が税率を下げずに相手だけが下げてしまえば、大きな損失が発生します。つまり、均衡になるのは両国ともに「税率を下げる」ことを選ぶ右下の部分となり、そのときのペイオフが両国ともに30ということになります。

税の引き下げ競争は本来、両国が「そのまま」という戦略をとった方がお互いに幸せになるにも関わらず（ペイオフは両国50であるため）、このような抜け駆けをする利益があることにより、お互い不幸になる均衡に陥ってしまう。これを「囚人のジレンマ」と言います。これを回避するためにはどのようなことが必要かということ、「協力する」ことです。お互いに協力して「そのまま」にする行動規範などを作らなければならず、それが最近できた、Base Erosion and Profit Shifting (BEPS：税源浸食と利益移転) という行動計画です。これに各国が共同声明を出しました。その国々では回収できていない税金を各国で協力して回収していきましょうと言っています。ですが、先述したアイルランドやシンガポールなど、低税率で多国籍企業を誘致しているような国々が従うかどうかは疑問です。タックス・ヘイブンのような国々を見ればわかるよう

に、絶対にこのルールから誰かが逸脱します。逸脱すれば「得」になります。したがって、今後ますます法人税率は下がるでしょう。法人税が下がった半面、別の財源が必要になります。それは何かというと、できるだけ動かない（国境を越えない）物です。動かないものという土地や、あるいは、人でいうと国籍などがあります。近年の税制では国籍要件というものも存在します。

## ◆まとめ

税の研究で常に考えるべきこと、もっとも世のため人のためになる研究は何なのでしょう。

1 つは、皆様が喜んで税金を支払うようなシステムを設計できれば、脱税という心配がなくなります。このような仕組みを何か設計できないかと考えています。さらに徴収された税金が本当に国民のために使われているのが重要です。

また、税の世界で最も難しい問題は、公平性の問題です。経済学で考えるべき問題として、効率性と公平性の問題があるのですが、効率性の問題についてはある程度コンセンサスが得られています。ところが、何が公平かということは人により意見が異なります。その中でも、ある程度公平性のコンセンサスを得られるような課税の仕組みがあるのではないかと考えています。たとえば、所得税は能力に応じて課税するという応能原則がとられていますが、その人が本当に努力して稼いだ部分と、ただ単に運が良くて稼いだ部分、あるいは親のお陰で稼いだ部分など、分離することです。膨大な個票データを使えば、ある程度客観的に分離できると考えています。それができれば、自分が本当に頑張った部分については税率を低くして、運の部分には税金を高くしていくというような、機会の平等を重視した課税システムができるのではないかと思います。

## ◆参考文献

Alm, J., M.B. Cronshaw, and M. McKee. 1993. Tax compliance with endogenous audit selection rules. *Kyklos*, 46, 27 – 45.

Chetty, R., A. Looney, and K. Kroft. 2009. Salience and Taxation: Theory and Evidence. *American Economic Review*, 99(4): 1145-77.

Murakami, Y. and S. Taguchi. 2015. Tax compliance with strategic auditors: An experimental study. *Working Paper*. Available at SSRN: [http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=2680463](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2680463).

Reinganum, J. F. and L. L. Wilde. 1986. Equilibrium verification and reporting policies in a model of tax compliance. *International Economic Review*.

大竹文雄・小原美紀、「消費税は本当に逆進的か 負担の「公平性」を考える」『論座』127号、2005年、44–51頁



慶應義塾大学大学院経営管理研究科  
慶應義塾大学ビジネス・スクール

<http://www.kbs.keio.ac.jp/>